

Notes, Plea Bargaining and the Transformation of the Criminal Process 90 Harv. L. Rev. 564 (1977)

権 橋 隆 幸

一 アメリカにおいて、数多くの刑事事件が有罪答弁によって処理されており、また、有罪答弁のほとんどが検察官と弁護人との取引によって成立し、そこに弊害が生じていることはよく知られている。この答弁取引 (plea bargaining) については、違憲であるとの主張もみられるが、実際的な必要性も無視できないため、改革案が多く主張されている。ここに紹介するノートも一つの改革案、つまり、答弁取引へのマジストレイト参加モデル (magiserial / participation model) を提唱している。以下、本ノートの要旨を述べることにしたい。

二 アメリカの刑事裁判制度は答弁取引によって変質させられ、刑事訴訟の重点は公判から答弁取引へと移った。多くの事件で有罪及び量刑の範囲が検察官と弁護人との取引によって決定されている。公判中心の伝統的な当事者主義訴訟があまり利用されず、答弁取引による事件処理が多いのはなぜか。伝統的モデル (traditional model) に対する批判は次の点である。

まず、伝統的モデルは過度に手続化しているため、高価で時間を消費する。また、裁判の遅延は保釈金を払えない被告人の公判前の拘禁の負担を増大させ、公判中釈放されている被告人がさらに犯罪を犯す危険に公衆をさらしている。また、犯罪と刑罰の賦課の時間的ずれは、制裁の抑止的、社会復帰的機能を害している。

次に、伝統的モデルの有罪認定の不正確性は、被告人に有利に働き、罪のある被告人も無罪になっている。無罪の推定

と排除法則は、実際には罪を犯している被告人を無罪にするという犠牲を払って、公共の政策を推進している。さらに、当事者主義制度自体及び公判の自己負罪拒否特権によっても正確性がおびやかされている。

第三に、予測不可能性があげられる。制約された公判前の証拠開示、陪審の決定の不確定性等のため、訴追側も防禦側も公判の結果に確信をもてない。さらに、刑罰の個別化の理念から、法は裁判官の量刑に大幅な裁量の余地を与えている。厳しく罰せられた被告人は制裁の正当性を疑い、社会復帰を受け入れにくくなり、寛大すぎる判決を受けた被告人は刑事裁判制度を信頼しなくなり、再犯の可能性を防止できない。

三 答弁取引制度の利点と問題点は次の通りである。まず、答弁取引は高価な公判を避けることで経費を小さくする。また、事件のより迅速な処理を可能にする。もともと、答弁取引は全ての不必要な遅延を排除しない。多くの場合、答弁取引は公判開始の直前まで取り決められない。検察官、弁護人はよりよい取引を得るための戦術上の武器として遅延を用いている。

次に、検察官は、実際には有罪だが、公判では無罪にされたであろう被告人を有罪にするために答弁取引を使う。憲法上の異議申立の放棄と引きかえに起訴事実が減らされるので、排除法則は、少数の事件における全面的無罪というよりも、多くの不特定の事件における判決の割引という形で実現される。さらに、答弁取引は合理的な疑いを超える基準を、有罪の可能性及び訴追側からの譲歩の価値の両者についての防禦側の評価に基準を置く不確定な基準に取り替える。さらに、限られた公判前の証拠開示は、有罪判決を獲得する負担を軽くする。そのため、国は、実際は罪を犯しているが公判では有罪にならない被告人を、答弁取引を通じて有罪にできる。

右のように、答弁取引は、伝統的モデルの経費と不正確性を軽減する反面、無実の被告人が有罪の答弁をする危険を生じる。裁判所による有罪答弁の事実の裏づけ (factual basis) の調査は、防止策として不十分である。最高裁はこの問題を、弁護人が適切であることや被告人が犯罪の性格を理解していることを強調することで解決しようと試みた。しか

し、それも、無実の被告人が有罪答弁しないことを確保するには十分ではない。

第三に、答弁取引への被告人の参加は、被告人が判決手続に一定の抑制力を及ぼせる、つまり、可能な刑罰の範囲を縮め、よって判決の不均衡を改善するとの価値をもっている。公判への被告人の参加は、最高裁もいうように基本的なものであるが、現実的ではない。答弁取引においては、被告人の同意を得なければ刑罰が課せられないため、理論的には、答弁取引は被告人に伝統的モデルより大きな参加の機会を与える。しかし、現実には、取引する権利は弁護人に与えられている。事実、全ての検察官は弁護人とだけ取引している。弁護人は、事件負担の軽減、検察官との緊密な関係の維持、さらに財政的理由のために、有罪答弁によって事件を迅速に処理することを望んでいる。そして、合意された答弁取引を被告人が拒絶するのは困難である。

さらに、答弁取引は、裁判官の判決裁量の範囲を効果的に制限する反面、有罪答弁をした被告人と公判後に有罪とされた被告人との間に、また、有罪答弁をした被告人相互の間に、判決の不平等を生み出す。判決は被告人の非難可能性(culpability)に従ってではなく、検察官の証拠固めの程度に従って異なる。検察官の答弁護歩の大きさは、証拠固めの程度のほか、被告側の異議申立理由の有無、検察官の主観的要素、弁護人の弁護の質などによる。従って、答弁取引においては、世間づれしていない貧困な被告人の利益は最も保護されない恐れがある。

四 答弁取引の改革案の検討。まず、アメリカ法律協会(American Law Institute)は行政法の原理を使って、答弁取引の際の検察官の裁量を規制することを示唆した。取引の際の検察官の基準の公表及びそれが内部的コントロールによって執行されることを勧告している。しかし、この提案は判決の不均衡の問題のみに向けられており、そして、その問題にさえも十分応えていない。答弁取引を効果的に規制するためには、何らかの外部の機関が指針を作り、執行しなければならない。事実、どこの検察庁もこの提案を受け入れていない。

次に、裁判官が答弁取引へ参加する方式には、消極的と積極的な形態がありうるが、いずれも被告人に対して、有罪答

弁の知悉性 (intelligence) を高めることが目的である。しかし、裁判官は受動的・中立的な役割を離れたがらないだろう。また、もし答弁取引へ参加した場合、裁判官は権威的・支配的な立場にあるので、当事者によって前もって協議された答弁取引を裁判官が認めると、被告人に合意を受け入れるよう、そして有罪答弁をするよう強制するだろう。また、訴追側も防禦側も裁判官を頼りがちになり、当事者はお互いに取引するかわりに、直接裁判官を説得するだろう。その結果は多くの問題をかかえた小型裁判 (mini-trial) となるだろう。さらに、裁判官による協議の抑制は、答弁取引に強く存在する自己決定の価値を破壊するだろう。これらの理由で、数多くの管轄区が答弁取引への裁判官の参加を禁止しているのである。

五 マジストレイト参加モデルは、答弁取引の濫用を抑制し、かつ、被告人に公判前手続の可能な限り早い段階での平等な答弁取引の機会を与えるために、答弁取引の合理的な構成を提案するもので、安い経費という有用性を維持すると同時に、獲得された有罪答弁が任意かつ知悉であるべきとの憲法上の要件に配慮することが意図されている。そして、公平なマジストレイトが、答弁協議において、また、受け入れ可能な判決の範囲を限定するにおいて、主要な役割を果たすことが要求されている。

マジストレイトは、起訴状の事実の裏づけ及び警察の捜査方法の審査のため、独自の調査 (investigation) をする。ここでは、警察の報告書のほか、関連する証拠を審査する。違憲に収集された証拠の排除又は無効な起訴の棄却申立はこの時期になされる。この際、被告人に不利な実質的証拠は存在しないとか、事件が明白に違憲の証拠に基づいているとなれば起訴は棄却され、不利な実質的証拠があると認定されれば、事件は進み、マジストレイトは全ての関連する証拠の要約を両当事者に公開する。この直後に、被告人は答弁取引をするか否かを問われ、取引しないと決すれば、事件はできるだけ早く公判に付される。取引することを選ぶと、マジストレイトは即座に答弁審理 (plea-screening hearing) の日程を決める。延期は原則として認められない。この審理には、マジストレイト、検察官、被告人及び弁護人が出席する。

マジストレイトは証拠及び起訴事実を要約し、被告人を尋問する。被告人が事件について実質的な疑いを提出した場合、マジストレイトは起訴を棄却するか、調査を継続するために審理を休みにする。刑事制裁が適当であると決定した場合、マジストレイトは、多くの要因に基礎をおいて定めた均一で明確な基準に適合するように、受け入れ可能な答弁の範囲を定める。その後、マジストレイトが被告人に、答弁合意を拒絶し、公判に進むことのできる権利を告知したのち、検察官、弁護士、被告人は前記の範囲内で答弁合意を協議する。この協議には被告人の出席が前提される。マジストレイトは協議を監督する。当事者が合意に達した場合、被告人は取引を受け入れるか、公判へ進むかを決定するために、少し時間が与えられる。答弁取引を受け入れた場合、被告人は裁判官の前に出頭する。裁判官は再び被告人に犯罪の性質、最高刑、公判へ進む権利を告知する。裁判官は、秘密の協議がなされていないことを確かめるために、検察官と弁護人を尋問し、有罪答弁の任意性、知悉性及び事実の裏づけを確かめるために、被告人を尋問し、マジストレイトの報告を審査する。答弁がマジストレイトの定めた範囲内であれば、受け入れることが要求され、検察官又はマジストレイトの裁量の濫用が発見された場合は、事件は公判へ進む。

六 マジストレイト参加モデルは経費があまりかからない。その調査と審理は、有罪答弁の事実の裏づけを確かめる。また、被告人の参加を容易にし、有罪答弁の任意性を高める。審理の日程を早く組み、延期を原則として認めないため、事件が迅速に処理される。

無罪推定原則、排除法則の軽減によって、本当は有罪であるが、公判では有罪にならない被告人をいく人か有罪にできる。反面、マジストレイトの調査と審理は、当事者から出された情報のみ頼る必要はないので、有罪答弁をした無実の人々をより効果的にろ過するだろう。また、マジストレイトの下で、被告人が自己の有罪を争うことを認めることは、伝統的モデルの個人の自由に対する配慮に適合している。

排除法則はやはり違法な行為にみあう判決の割引として実現されるが、割引の大きさは、マジストレイトの定めた範囲

に規制される。このモデルにおいても、明らかに違憲の証拠によつてのみ維持しうる起訴は棄却される。さらに、被告人は、マジストレイトの下で、自己の有罪を争うこと及び検察官との答弁協議に参加することが許されるので、実質的により大きな参加権を与えられている。

マジストレイトは、受け入れ可能な答弁の範囲を定めるので、判決の不均衡を最小限にし、均一で予測可能な判決が期待される。マジストレイトの定めた範囲内では刑罰の個別化が可能である。

マジストレイトの報告の強制的開示は、被告人の答弁決定の知悉性を高めるだけでなく、貧困及び裕福な被告人の取引する立場の平等化に役立つ。公設弁護人も準備のためにこの開示を利用できる。

弁護人は答弁協議の間中監督されるので、不十分な弁護の危険を最小にすることができる。

七 右の通り、本ノートは、伝統的モデルの批判、有罪答弁が多く利用される理由とそこで行なわれる取引の弊害の指摘、さらに、ノートの筆者が答弁取引制度の長所と考える点の指摘がなされ、次いで、答弁取引の二つの改革案の批判がなされ、最後に、マジストレイト参加モデルが提唱され、伝統的モデル及び答弁取引実務との比較、検討がなされている。

答弁取引の弊害が強く指摘されていながら、有効な解決策を見出し出していないアメリカの状況の中で、本ノートは、伝統的モデル、答弁取引制度及び裁判官参加方式の利点を生かそうとしながら、答弁取引を改革する試みの一つとして、マジストレイトの参加による改革案を提示している点が興味深いと思われる。